

JPCA NEWS

vol. 29
September 2021

公益社団法人日本写真家協会(JPS)
公益社団法人日本広告写真家協会(APA)
一般社団法人日本写真文化協会(文協)
日本肖像写真家協会(日肖像)
一般社団法人日本写真作家協会(JPA)
全日本写真連盟(全日写真)
一般社団法人日本スポーツプレス協会(AJPS)
一般社団法人日本自然科学写真協会(SSP)
日本風景写真協会(JNP)
公益社団法人日本写真協会(PSJ)
一般社団法人日本スポーツ写真協会(ANSP)

会員団体



「魔法のおまじない」 photo:西 正己

CONTENTS

LATEST NEWS / 最新ニュース	放送のネット配信時の手続きを簡略化する改正著作権法の注意点	p2
	「写真の著作権」がEテレで取り上げられる	p3
SPECIAL REPORT / スペシャルレポート	フォトコンテスト応募要項の読み方	p6
COPYRIGHT / 著作権入門	著作権(財産権)	p10
QUESTION / ANSWER / 一問一答	フォトコンテスト応募要項の落とし穴	p11
GALLERY / ギャラリー	藤吉修忠	p4
	Khandakar Anisur Rahman	p8
	野水正朔	p5
	杉野節子	p9

放送のネット配信時の手続きを簡略化する 改正著作権法の注意点

2021年5月26日、参議院本会議で「国立国会図書館での公衆送信や放送番組のネット配信時の手続き簡略化」に関する改正著作権法が全会一致で可決され成立した。

今回の改正著作権法は「著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を円滑化するための措置を講じようとするもの」で、以下で紹介する放送同時配信等に関する改正規定は2022年1月1日から施行される。

この改正規定は著作物を放送と配信で利用する側（＝放送事業者）にとっては円滑な権利処理が可能になる内容なのだが、「当該許諾（※放送の許諾）に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には放送同時配信等の許諾を含むものと推定する」との「許諾推定規定」が盛り込まれていることから、写真家を含めた権利者にとっては一放送のみの利用を許諾したつもりであっても、「別段の意思表示をしなかった」場合は配信についても「許諾したと推定」されてしまうため注意が必要だ。

「許諾推定規定の創設による効果（イメージ）」と題する改正著作権法案の説明資料には、権利者としてカメラ

を構えた写真家のような人物のイラストがあしらわれており、放送事業者による写真の利用について説明されていることから、「写真」利用に関する比重が高いように見える。

また、「権利者側が同時配信等を許諾していなかったことを証明しない限りは、適法に同時配信等が行える」との説明書きがあり、権利者である写真家が不利益を被る可能性もあり、法律施行前に改正の内容を理解し、本放送・再放送時の利用料や条件、配信時におけるそれについての検討、具体的な対応等の準備が必要だろう。

現行法では、放送と配信は、同じ内容のコンテンツを流す場合であっても別の媒体での利用である以上、放送についての許諾を得ただけでは配信はできず、別途許諾が必要になり、利用料もそれに従って追加発生することとなる。また配信が1社ではなく複数社の場合も同様に、個々の配信についても利用料が発生すると考えるのが自然である。

もちろん改正著作権法でも別の媒体として扱われることは同じだが、「許諾推定規定」が盛り込まれたことにより、配信は別だという意思表示をしない限り、配信についても許諾したと推定されてしまうということで、著作権者にとっては配信のアーカイブ化や一方的な包括的契約提示等の懸念も含め、「要注意」の改正といえる。

なお、この改正著作権法については、総務省・文化庁関与の下、関係者間で具体的な適用条件等に係るガイドラインを策定することなので、今後も検証の必要があるだろう。



photo:加藤雅昭 HJPI320110001771

「写真の著作権」がEテレで取り上げられる

日本放送協会(NHK)のEテレで、写真の著作権を取り上げた番組が8月10日に放送された。Eテレの@media〜アッ!とメディア〜「写真のコピーと著作権」がその番組である。

中学校の放送委員会の企画会議で、新企画としてかわいい動物の画像を集めてコンテストをすることが決まり、その広報活動として、PR文にネット上の写真を無断コピーして貼り付け、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)に投稿してしまうという設定である。無断コピーした写真を使用した投稿がSNSで反響を呼ぶが、顧問の先生が使用許可を取ったかどうかを尋ね、無断使用であることを生徒が告白する。そこから著作物と著作者、著作権のことが写真を例に易しく説明される。そのあと、日本写真著作権協会(JPCA)の取材VTRが紹介され、写真の著作権について詳しい説明がなされる。

JPCAでは棚井文雄常務理事が、写真を無断使用した場合、具体的にどんなことが起こるかを示すとともに正しい写真の利用の仕方を説明した。またSNS等の普及で著作者の分からない孤児作品(オーファンワークス)が増えていること、それを防ぐ方法としてデジタルカメラの「著作権情報」機能やJPCAの発行する著作権者IDを使うことなどを紹介した。

インターネットの普及によって、誰もが罪の意識もなく

写真の無断使用をしてしまいがちな時代になっている。それを未然に防ぐための時宜を得た有意義な番組であった。

この番組を見逃した人も下記にアクセスして「配信リスト〜今年度の放送・著作権〜」をたどれば視聴することができる。

<https://www.nhk.or.jp/school/sougou/atmedia/>

記: 田井宏和

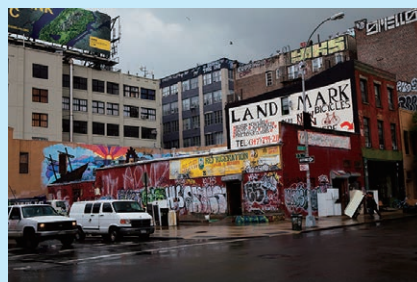
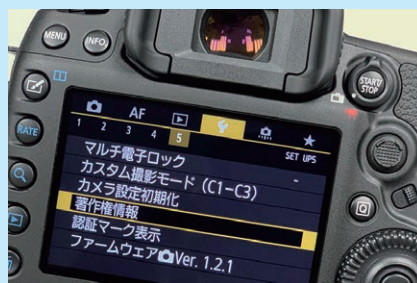


photo: 棚井文雄 HJPI320610000334

訃報: 日本写真著作権協会常務理事 瀬尾太一 氏逝去

瀬尾太一氏は、かねてより闘病を続けながら職務を遂行されてきましたが、2021年7月14日に逝去されました。享年60歳でした。折しも7月6日から17日まで東京のキヤノンギャラリー銀座で個展「下町往来 1984-1988」を開催中でした(キヤノンギャラリー大阪:9月21日~10月2日)。

瀬尾氏は、病を押して、JPCA常務理事と日本複製権

センター(JRRC)理事長の二つの重責を担われただけでなく、昨年4月から実施された授業目的公衆送信補償金制度(当初は無償で、今年4月から有償化)の補償金収受機関である授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)でも、その設立と運営に多大な貢献をされました。瀬尾氏のこれまでの写真界への功績に深く感謝し、ご冥福をお祈り申し上げます。

GALLERY



「美しき追憶」 / 沖縄県 / 2014年(平成26年)11月29日

藤吉修忠 / Nobutada Fujiyoshi

HJPI320610001081



「一夜干し」 / 兵庫県洲本市由良 / 1961年(昭和36年)

野水正朔 / Masaaki Nomizu

HJPI320610000835

フォトコンテスト応募要項の読み方 ——著作者人格権と著作権を守るために——

応募要項は「契約書」

フォトコンテストの応募要項は「契約書」です…と書き始めると、なにやら小難しい話と思われるかもしれませんが、実際、応募要項は募集する側と応募する人との約束事を定めたもので、一般的には応募した時点で応募要項の内容に納得して契約したと取り扱われることから、応募要項は「契約書」と表現したのです。

かつてのフォトコンテストは写真関連企業や新聞・出版社等の団体が写真文化の発展・振興を目的に開催することが多かったため、目立ったトラブルはありませんでした。しかし近年は「応募作品の著作権は主催者に帰属します」とか、「応募者は著作者人格権に基づく権利行使をしないものとします」といった、明らかに応募者に不利益が生じる表記が増えている状況です。

ここでは、写真愛好家の方々にとって大きな関心事でもあるフォトコンテストについて、その応募要項を正しく読み解くポイントを解説したいと思います。

ポイント1 著作権の帰属に関する記述

まず、応募作品の著作権を主催者に帰属させるよう求めるフォトコンテストへの応募は控えた方がよいでしょう。写真文化の発展・振興を目的として開催されるフォトコンテストでは、入賞・入選作品の優先利用について期間を限定して設けていることはあるものの、基本的に「著作権を主催者に帰属させる」といった記述はありません。下記の例は、日本写真著作権協会(JPCA)会員の協会が開催している公募展の応募要項です。

- ・入賞、入選作品の著作権は撮影者に帰属します。ただし、巡回展終了までの間に当該作品を他に使用する場合は、当会の許諾を得てください。
- ・入賞、入選作品は、審査結果発表後、優先的に当展の広報宣伝等の目的範囲内で雑誌その他に使用することがあります。

一方、問題があるフォトコンテストの応募要項の記述例が下記です。

例1:応募作品の著作権は主催者に帰属する。

例2:応募作品の所有権並びに入賞作品の著作権は主催者、共催者に帰属する。

例3:応募者の承諾を要することなく無償で公表、複製、展示、印刷、頒布および上映する権利を永久に有する。

例1では、全ての応募作品の著作権が主催者に帰属するとしていますから、応募した時点で撮影者の著作権は主催者に移転し、撮影者は著作権を失います。

例2では、入賞作品の著作権が主催者だけでなく共催者にも帰属するとされています。さらに、全ての応募作品の所有権が、主催者及び共催者に帰属するとなっています。これは応募作品を返却しないということなのでしょうが、そうであればそのように記すべきです。

例3に至っては、主催者が応募した作品全てを使用する権利を永久に持ち続けることができるという恐ろしい内容となっています。

冒頭で応募要項は「契約書」と書きましたが、問題のある応募要項であってもフォトコンテストに応募した時点でそれに納得したものと取り扱われてしまいます。その結果、応募者に帰属していた著作権(財産権)は主催者側に譲渡されたという契約が成立したことになり、その後は、どのような使われ方をしても金銭的な報酬等を求めることができなくなります。さらに、撮影者自身の写真展での展示、雑誌や写真集、WEBへの掲載、プリント販売などの一切の行為は、主催者(著作権者)の財産権を侵害することになり、自分で撮った作品なのに使用を禁止されたり損害賠償請求されたりする可能性も生じます。

ポイント2 著作者人格権に関する記述

写真愛好家の方々の多くが理解しにくいと感じているのが「著作者人格権に基づく権利の主張をしない」とい

う一文だと思いますが、撮影者の基本的な権利を行使しないように求めるコンテストも避けた方がよいでしょう。

「著作者人格権」は、創作者を保護するための権利です。著作物を公表するか否か、氏名を表示するか否かを決定したり、むやみに改変されたりしない権利等が規定されていて、著作権法の中でも著作権(財産権)より先に出てくる重要な権利で、中核ともいえるものです。

企業・自治体等の主催者団体は、応募作品を安価かつ自由に広報活動等に使いたいという意図があり、著作者人格権に含まれる「むやみに改変されたりしない権利」は邪魔な存在です。しかも著作者人格権は相続も譲渡もできないため、安易に「権利の主張を行わない」ことを求めていると推測できます。

このような傾向に対しJPCAは是正を求め続けていますが、残念ながら現時点でも増え続け、写真関連企業にまで蔓延しつつあります。常識の範囲内でのトリミングや色合い調整なら応募要項の中で丁寧に説明すれば事足りるはずですが、安易に著作者人格権の権利不行使を求めるため、全く別の問題も生じてきます。

著作者人格権には「氏名表示権」も定められていて、「著作者人格権の権利不行使」を条件とすると、フォトコンテストでありながら、入賞者名等を適切に表示しなくても構わないということになります。

多くの写真愛好家にとり、フォトコンテストの賞金や副賞は大きな魅力ですが、同時に入賞・入選することで氏名が公表され、広く告知されることも喜びであり、自身の「栄誉」ともなります。しかし、「著作者人格権の権利不行使」を認めてしまうと適切に氏名表示がなされずとも文句は言えず、賞金や副賞のないフォトコンテストでは「栄誉」すら得られません。

ポイント3 被写体の肖像権について

一般的に使われている肖像権という言葉は、多くの場

合プライバシー権(私生活をみだりに公開されない権利)を指し、撮影者が被写体となった人物に対し、応募前に写した画像の使用許諾・承認を得ておくことが求められています。

しかしながらここで問題となるのは、主催者側の入賞・入選作品の扱い方により、撮影者に求められる許諾等の内容や方法が異なってくることです。

酷いものとしては「主催者やグループ企業が管理、使用、主催または発行するイベント・展示会、印刷物、ウェブサイト、広告宣伝物等において入賞作品を複製、表示、掲載、公表、展示、頒布、上映等させていただきます」のように、あらゆる利用形態を想定したものもあります。このように商業利用をも考慮に入れながら、被写体となった人物に許諾を得ることを写真愛好家に押し付けるのは、企業としての責任放棄と言わざるを得ないでしょう。

不適切な応募要項への対応方法は?

フォトコンテストの応募要項には、賞金や商品と引き換えに、自ら撮影した作品の権利(著作権等)を失う可能性が潜んでいます。応募の際にはこのことに十分留意して応募要項を読み、安易に著作権などを譲渡する結果を招かないことが大切です。

また著作者人格権は、撮影者の氏名を適切に表示したり、撮影意図を無視した改変を防止したりする意味で重要な権利ですから、その不行使を前提とするフォトコンテストへの応募を控えることで、主催者に反省を促すことが必要でしょう。

記:加藤雅昭

Q&A(P11)もフォトコンテストの事例です、ご一読ください。

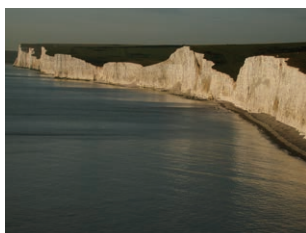
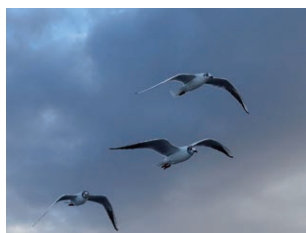


photo:田井宏和 HJPI320810000584

GALLERY



「 Bangladesh 黄金の顔」 / World Longest natacheral Beach in Bangladesh(Coxe Bazar .Beach)

2018年(平成30年)8月18日

Khandakar Anisur Rahman

HJPI321110002811



「ネパール列車事情」 / 2012年(平成24年)1月

杉野節子 / Setsuko Sugino

HJPI320610001235

著作権(財産権)

「著作権」には広義の「著作権」と狭義の「著作権」があります。フォトコンテストの応募要項に出てくる「著作権」は狭義の「著作権」、ここで説明する「著作権(財産権)」のことです。

写真は著作物です。撮影者が著作者となり、何らの手続きをしなくても著作権が与えられます(無方式主義)。

与えられる著作権は、日本の著作権法では、著作者の人格的な利益を保護する「著作者人格権」と経済的な利益を保護する「著作権(財産権)」に大別されます。

著作者人格権は公表権(著作物を公表するかどうかを決める権利)、氏名表示権(公表するときに氏名を表示するかどうかを決める権利)、同一性保持権(著作物を勝手に改変されない権利)などからなります。著作者人格権は、他者への譲渡(あるいは相続)はできません。

一方、著作権(財産権)は著作物の財産的な価値を保護し、著作物の利用に関する権利を定めたものです。著作財産権と呼ばれることもあります。狭義にはこの「著作権(財産権)」が著作権と呼ばれます。フォトコンテストなどで「著作権は〇〇に帰属する」という場合の著作権は、この「著作権(財産権)」のことです。

著作物は著作者による創作物なので、生み出された時点で著作権(著作者人格権と著作権(財産権)の二つ)は創作者たる著作者に帰属します。創作によって知的財産としての財産的価値が生まれるわけですから、その財産を利用する権利(即ち経済的な利益の受益権)が著作者にあるのは当然と言えるでしょう。その上で著作権(財産権)に関しては、著作者人格権とは異なり、著作者の同意があれば一部または全部を譲渡することができます。譲渡を受けた者は著作者人格権を守るという前提で著作者の承諾なしに著作物を利用できます。

これを写真に置き換えると、撮影した時点では著作権は撮影者にあり、撮影者が著作権(財産権)を譲渡した場合のみ写真を利用する権利が移転し、譲渡を受けた者が著作者人格権を守ったうえで写真を利用できるようになる、ということです。

著作権(財産権)の内容

著作権(財産権)には次の12の権利が著作権法の第

21条から第28条で定められています:

- 複製権: 無断でコピーを作成されない。
- 上演権・演奏権: 無断で公衆に上演・演奏されない。
- 上映権: 無断で公衆に上映されない。
- 公衆送信権: 無断で公衆に送信されない。
- 公の伝達権: 無断で公衆送信された著作物を公に伝達されない。
- 口述権: 無断で公衆に口述されない。
- 展示権: 無断で公衆に展示されない。
- 頒布権: 無断で公衆に頒布されない。
- 譲渡権: 無断で公衆に譲渡されない。
- 貸与権: 無断で公衆に貸与されない。
- 二次的著作物の創作権: 無断で翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案されない。
- 二次的著作物の利用権: 無断で翻訳、翻案等の二次的著作物を利用されない。

著作権(財産権)の譲渡に関する注意点

著作者による著作物を利用する権利(経済的な利益の受益権)は、著作権(財産権)によって法的に保護されています。著作物は著作者が創作した知的財産であり、著作者の知的活動によるものだからに他なりません。

フォトコンテストなどで「著作権は主催者に帰属する」などという条項に同意すると、著作権(財産権)を一括して譲渡してしまうことになるだけでなく、取り戻すことも難しく、自分の写真でありながら、自由に使うことはできなくなります。

著作権(財産権)は自から創り出した知的財産に対してせっかく与えられた権利ですから、譲渡する際には、慎重に判断すべきです。

記: 大國浩太郎

参考文献: 文化庁著作権課「著作権テキスト〜初めて学ぶ人のために〜令和2年度」

QUESTION

フォトコンテスト 応募要項の 落とし穴

フォトコンテストへの応募について、自分の著作権をコンテストの主催者に渡してしまうと、応募作品が自分のものではなくなってしまうことは理解しています。これまで、「応募作品の著作権は、撮影者に帰属します」と書かれていれば安心だと思い、応募要項の全ての文章を読むことはありませんでした。しかし、あるコンテストの応募要項をしっかりと読んでみたら、不安になってきました。以下のような記載のあるフォトコンテストへの応募で気を付ける点がありますか？

*応募作品の著作権は、撮影者に帰属します

*応募をもって当該作品を主催者とその関連会社等によるホームページ、SNS、雑誌、広告への利用、複製、頒布、二次的著作物などを作成する権利を無償で許諾したものとします。その許諾は独占的なものであって、当該作品を第三者に対して利用の許諾をしてはならないものとします

*応募作品を他のコンテストなどで使用することはできません

*応募者は、著作者人格権を行使しないものとします

ANSWER

フォトコンテストは、腕試しの場として、作品の公表のチャンスとして、気軽にチャレンジされている方も多いと思います。しかし、近年ではさまざまなフォトコンテストが企画され、それに伴いトラブルも発生していますので、応募の際に「応募要項」を詳細に確認することはとても重要です。

今回、ご質問いただきました応募要項には、はじめに「著作権は、撮影者に帰属します」と記載があるため、まずは安心されると思います。

しかし、その後、「ホームページ、SNS、雑誌、広告への利用（中略）、二次的著作物などを作成する権利を無償で許諾したものとします。その許諾は独占的な…」とされており、さらには、「第三者に対して利用の許諾はしてはならない」と記載されています。これは、主催者などは応募作品を商業的な利用を含むあらゆる方法で利用するが、応募者に対しては何の対価も支払わないことを意味します。そして、その作品を利用したいという方がいても、利用への許諾ができないとされています。また、「他のフォトコンテストなどで使用できない」という記載により、落選した作品であっても他のフォトコンテストへ応募できず、自分の作品であるにもかかわらず自分でも利用できなくなってしまうことを意味しています。

さらに、「著作者人格権を行使しないもの」という記載は、主催者が応募者（撮影者）に無断で、作品利用の際に撮影者の氏名を表示しなかったり、トリミングなどを含む作品の改変をしても、応募者は一切のクレームができないことを意味しています。

以上の応募要項は、いずれも応募者にとって不利益な内容と言えます。

また、主催者が作品を利用する期間の記載の有無を確認することも重要です。上記の応募要項は、著作権は「撮影者に帰属」としながらも、主催者の独占的な利用を許諾し、基本的には主催者や関連会社以外は、誰も（応募者本人までもが）その作品を利用できなくなってしまう内容である上、主催者による利用の期限が記載されていませんので、半永久的に利用するとなれば、著作権を「譲渡」したのと変わらないことになります。

「フォトコンテスト応募要項の読み方 一著作者人格権と著作権を守るために一」（本号 P6）にもありますように、フォトコンテストへの応募は、主催者から出された「応募要項」（＝条件）に合意したことになります。応募した時点で契約が成立します。応募の前に一度立ち止まり、「応募要項」をしっかりと読んで、大切な作品の権利を守りましょう。

記：棚井文雄

JPCAからの回答



東京写真月間 2021

国内企画展

変わりゆく 2020年代 の写真

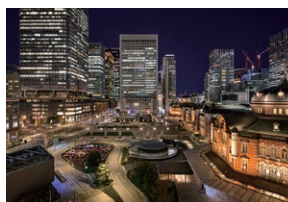
—若い世代が考える写真の表現—

巡回展

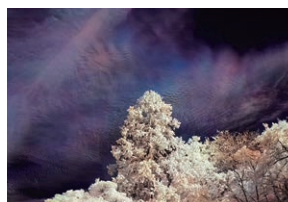
北海道・東川町文化ギャラリー

10/20 水 - 11/3 木・祝

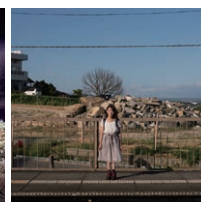
「東京写真月間2021」実行委員会
公益社団法人 日本写真協会



飯田眞秀



小池裕也



三橋康弘



チヒロボ



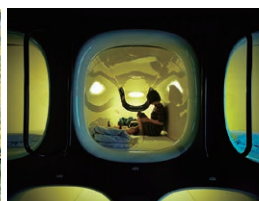
狩野剛史



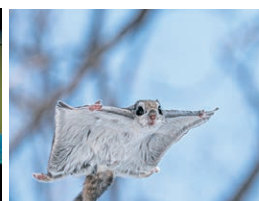
山下晃伸



影山あやの



陳 雨心



齊藤晃大

撮影した瞬間に、
著作権は生まれます。
——著作権は
無方式主義

著作権は何の登録もなく
撮影した瞬間に生まれ
譲渡する契約がなければ
いつでもあなたに保持されています。
そして、写真は時を経て
価値が上がる珍しい分野です。
写真家として一生をおくる時
著作権は
あなたの強い味方になるでしょう。

写真著作権を大切に

一般社団法人
日本写真著作権協会

この広告は、公益社団法人日本複製権センターからの分配金による
公益事業の一環として制作されています。



発行 一般社団法人日本写真著作権協会

発行人 田沼 武能

URL : <https://jpca.gr.jp>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

TEL : 03-3221-6655 FAX : 03-6380-8233

表紙の写真 「魔法のおまじない」

コメント：パレエ発表会の本番直前。ロビーで手を握りしめ、おでこを引っ付け
合う二人の少女。おまじないをかけられた様に、二人は笑顔になっていく。その
魔法は、二人だけに通じ合う笑顔の魔法だったのかもしれない。